

自然エネルギー促進議員連盟
臨時総会メモ

2002年7月26日

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

日時：2002年7月23日（火）

場所：参議院議員会館・第1会議室

内容：今後の活動方針

「新エネ特措法」についての説明（経産省/エネ庁）

出席者（敬称略）

議員：（議連事務局調べ）

橋本龍太郎（自民）、木村仁（自民）、左藤章（自民）、岩屋毅（自民）、坂上善秀（自民）

加藤修一（公明）、白保台一（公明）、金田誠一（民主）、鮫島宗明（民社）、福島瑞穂（社

民）、大島令子（社民）

議員秘書：（省略）

資源エネルギー庁 河野修一、他

その他：電力会社、電事連、マスコミ

GEN：飯田哲也、大林ミカ、畑 直之、安間 武、山口日出夏

配布資料（経済産業省）：

1. 第百五十四回通常国会
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案関係資料
2. 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案に対する付帯決議（衆議院）
3. 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案に対する付帯決議（参議院）
4. 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の概要

議事：

1. これまでの経緯と今後の方針（議連事務局長 加藤修一）
2. 「新エネ特措法」説明（エネ庁部長 河野修一）
3. 会長あいさつ（議連会長 橋本龍太郎）
4. まとめ（議連事務局長 加藤修一）

1. これまでの経緯と今後の方針（加藤修一）

- (1) 前回の年次総会（2002年2月13日）の時とは状況は極めて大きく変わっており、前回は法案が提出されるかどうかという状況であったが、今回の臨時総会は法律が成立したという状況である。
- (2) 前回の臨時総会では“自然エネルギー供給促進法案（議連統合案）”と、政府が考えており恐らく出して来るであろうと思われるRPS制度導入への提言として“自然エネルギー供給促進法案大綱案（議連版RPS試案）”の両案が承認された。
- (3) 一方、政府から閣法（新エネ特措法案）、私は新エネRPS法と言っているが、が出てきたので、議連の大綱案をまとめて、議連内の法制化ワーキンググループが7項目の提言をとりまとめ、政府に申し入れた。
- (4) 7項目全体が適格に十分反映されたとは言えなかったが、数点については政府の新エネRPS法案に反映させることができた。
- (5) その中身については、この後、資源エネルギー庁の方から説明があり、その後、質疑応答をしていただき、最後に橋本会長からご挨拶をいただきたいと思う。
- (6) 今後の議連としては、前回の臨時総会で承認いただいた通り、小委員会を設けて下記のような事項について行う準備、検討をしていかななくてはならない。
 - ・法律の施行状況をモニタリング
 - ・アジア太平洋における自然エネルギーに関する各国議委員とのネットワーク形成

- (7) 今国会で「エネルギー憲章」及びこれに関わる議定書を批准した。これはもともとヨーロッパ・エネルギー憲章から発生しているが、ヨーロッパ・エネルギー憲章は再生可能エネルギーを十分成長させていかななくてはならないとしており、将来的にもこういったことについて十分議論して行かなくてはならない。
- (8) ヨハネスブルグ・サミットにおいても、争点にはなっているが、再生可能エネルギーについても強化して行かなくてはならないとして、EUでは15%という極めて高い数字を目標として掲げている。こういった面についても議連として注目して行かなくてはならない。
- (9) 小泉内閣が出している『キャビネット』という雑誌の中には、行政における自然エネルギー、再生可能エネルギーの促進について、図表等で説明しているが、国会とその近辺で穴のあいている所があり、国会における取り組みについてはまだまだという段階なので、国会の事務局長あてに申し入れをするということも含めて、議連の活動をさらに展開して行きたい。
- (10) こういった様々なことを考えると「自然エネルギー促進議員連盟」の存在価値はまだまだ十分あると認識しているので、本日お集まりの議員の皆様には、さらなるご支援をよろしくお願ひしたいと思う。

2. 「新エネ特措法」説明（資源エネルギー庁 / 河野修一）

2.1 経過報告

- (1) 本年2月の議連総会で、議連統合案と議連大綱案を橋本会長から受け取りましたが、その後それを参考にさせていただきながら政府案をとりまとめて、3月15日に閣議決定、4月26日に衆議院、5月31日に参議院で可決され成立した。
- (2) ここに至りましたのも平成11年秋、「自然エネルギー議連」が発足して、活発な活動をいただいで、再生可能エネルギーについて欧米諸国のように一定の義務付けをするような促進制度が我が国でも必要であるという認識が、その活動により、広く国民の間に浸透してきたということ、また、議連での検討に遅れぬよう、政府でも積極的に早期に取り組むよう、強くご督励をいただいた、というようなことが大きく働いたと認識しており、橋本会長や議連の諸先生方には心から御礼申し上げます。
- (3) 閣議決定に至るプロセスにおいても加藤先生、あるいは木村先生等を中心とする法制化ワーキンググループから貴重なご意見をいくつかいただき、その中から、取り入れることのできるものは取り入れさせていただいた。
- (4) 衆参両院より付帯決議案をいただいたが、その内容は「自然エネ議連」での議論が相当反映されたものとなっており、今後は付帯決議の主旨を踏まえてやっていきたいと考えている。

2.2 「新エネ特措法」の概要

資料4「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の概要」にそって説明

- (1) 目的について「エネルギーの安定供給に資するため、電気事業者による新エネルギーの利用に関する措置を講じ、もって環境の保全に寄与し、及び国民経済の健全な発展に資することを

目的とする（法第一条関係）」としているが、当初、私ども役所は、従来の欧米の並びを見て、環境保全という言葉は使用していなかった。しかし議連の法制化ワーキンググループのご意見等を踏まえ、環境保全という言葉を書いた。

対象について第二条 2 項で、風力、太陽光、地熱、水力（政令で定めるものに限る）、バイオマスの 5 つを明記し、さらに第六号で後に政令で定めるものという書き方になっている。

- ・バイオマスについては当初、政令で定めることとするように考えていたが、議連法制化ワーキンググループの明示すべきとのご意見に基づき、閣議決定に至るプロセスで明示をすることとなった。
- ・第六号の政令とは何かということであるが、これは国会でも大変審議があった。昨年の総合エネルギー調査会の小委員会から、廃棄物をただ無駄に燃やすよりもエネルギーの有効利用という観点から廃棄物発電を対象にという答申をいただいたので、廃棄物ということ念頭に置いている。国会の席でも石油と化石燃料と廃プラスチックの取扱いが問題となった。後ほど付帯決議のところ述べるが、これについては行政的な観点から政令を定めて慎重にやるということで取り組んでいくこととしている。

- (2) 経済産業大臣は、総合資源エネルギー調査会及び環境大臣その他関係大臣の意見を聴いて、新エネルギー電気利用の目標を定める（法第三条関係）となっている。この点も私ども当初案は...（聞き取り不明）であったが、議連法制化ワーキンググループから関係大臣の関与を明確にすべきだとの意見を踏まえ、これは各省庁協議でもそのような意見が出ており、関係大臣の意見を聴くと用語を直した。

以下、資料 4 の下記項目について簡単な説明があった。

- (3) 経済産業大臣は、利用目標を勘案し、電気事業者（一般電気事業者、特定電気事業者、及び特定規模電気事業者）に対して、毎年度、その販売電力量に応じ一定割合以上の新エネルギー電気の利用を義務づける。（法第四、五条関係）
- (4) 電気事業者は、義務を履行するに際して、自ら発電する、他から新エネルギー電気を購入する、又は、他の電気事業者に義務を肩代わりさせることが出来る。これにより、電気事業者は、経済性その他の事情を勘案して、最も有利な方法を選択することが出来る。（法第五、六条関係）
- (5) 新エネルギー電気を発電し、又は発電しようとする者は、当該発電設備が基準に適合していることについて、経済産業大臣の認定を受けることが出来る。経済産業大臣は、バイオマス及びそれ以外の廃棄物を利用する発電設備の認定に際しては、予め関係大臣に協議を行う。（法第九条関係）
- (6) 経済産業大臣は、電気事業者が、正当な理由なく義務を履行しない場合には、期限を定め、義務を履行すべき旨の勧告、又は命令を行うことが出来る。（法第八条関係）

2.3 付帯決議の内容紹介

衆議院及び参議院から付帯決議をいただいた。衆参両院ともにほぼ同様な内容なので、衆議院の付帯決議を紹介したい。

- (1) 「...廃プラスチック等の産業廃棄物発電の取扱については抑制的観点に立ち、マテリアルリサイクルの推進を阻害することのないよう...」については、国会の審議で大臣よりそのように答弁させていただいた。産業廃棄物発電の導入への傾斜により、いわゆる自然型のエネルギー等の導入が停滞しないかというご懸念に関しては、停滞しないという答弁があった。
- (2) 利用目標については審議会等、色々な方々の意見を聴くということが書かれているし、その他、関係税制度の整備、制度の十分な周知、等あるが、議連で議論いただいた内容が相当程度ここに盛り込まれていると認識しているので、今後十分反映していきたいと考えている。

3. 質疑

Q1：鮫島議員（民主党）：

バイオマスエネルギーに関してであるが、バイオマスもエネルギー利用でも燃焼させれば炭酸ガスになるのではないかという見方もあるが、もともと人間を含めて生物体の炭素は気体から来ているので、環境に関しては完全にニュートラルであるから、バイオマスを明示したことは大変な前進である。一方で食品リサイクル法案があって、これは農水省と環境省が所管している法律として走り始めているが、ここの出口にはエネルギーは全然入っていない。むしろ農業利用としてのマテリアルリサイクルのみで視野が非常に狭く、この法律とつながっていない。関連領域の適正なサーマル利用と連動するようウォッチしていく必要がある。

A1：河野部長（資源エネルギー庁）：

法案を通す段階での農水省及び環境省との協議においても、大いに議論があった。サーマルリサイクルをやる場合に、廃棄物リサイクル法や食品リサイクル法などとの整合性を図りながらやっていこうという合意があるので、先生（鮫島議員）のご意見も反映させていきたい。

Q2：加藤事務局長（議連）

議連としては、今回の『促進法』については経済産業省だけが専管ではなく、他の省庁とも関連するところも多く、是非他の省庁と協議し意見を聴くべきで、先ほど河野部長から説明があった通り、かなり反映されていると思う。

ただ、法案の第三条の第4項「経済産業大臣は、新エネルギー等電気利用目標を定め、又は変更しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣及び農林水産大臣又は国土交通大臣の意見を聴かなければならない」。また第九条の第3項も似たような形で「経済産業大臣は、新エネルギー等発電設備について第一項の認定をしようとするときは、

政令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない」とある。両方ともそうであるが、「政令で定めるところにより...」であり、「あらかじめ政令が定めるところにより」ではないので、政令の定め方次第によってはどのような形になるのかなど懸念がある。この辺について説明いただきたい。

A2：河野部長（資源エネルギー庁）

各省庁がどういう観点から意見を述べるか法律の中を書くのは大変である。環境大臣の観点は地球温暖化と廃棄物行政、農林水産大臣はバイオマス、国土交通大臣は下水道と污泥メタンガスである。政令は全省庁に協議しなければいけないが、特に関係深い大臣についてはどのような観点から意見を述べるかというのを...（聞き取り不明）。こういう主旨である。

加藤：分かりました。

その他質問、ございませんでしょうか？ 福島先生、ございませんか？

それではないようですが、政省令で大きく法律の実効性が変わるので、政省令についてもきちっと作っていただきたいと思う。付帯決議についても衆参両議院でやっているの、その点についてもきちっとやっていただきたい。

それでは最後になりますが、議連の会長である橋本元総理からご挨拶をいただきたい。

橋本会長（議連）

(1) 大体、みんな済んでしまって、もう特に申し上げることはありません。

平成 11 年 11 月に議連が発足してから、議連の中枢の皆さんに大変な勉強をしていただき、政府の方もこの法案をまとめるのにその意見をいかしてくれたことを誠に感謝している。今、お話があったとおり、衆参両院に提起された付帯決議には十分留意していただきたい。

(2) 議連の役割はこれで終わりではない。今度は逆に行政の応援団の立場で目的達成に向けてお手伝いして行くことになるかと思う。

(3) 先ほど、加藤先生の今後のお話の中で、外交的に広げるというお話があったが、これは“危険水域”に入り込んだ話ではないかと思う。ヨハネスブルグに向けての最終調整、バリの会合は見事に失敗した。日本とアメリカが孤立した形となった。その裏側には、「先進国が化石燃料を使いたい放題使った挙げ句の自然エネルギーあるいは再生可能エネルギーというものは、途上国に対する押しつけである。先進国の非常な身勝手な要求」、「先進国が荒らすだけ荒らした地球、使うだけ使った資源、その結果もたらされた現在の状況」という考えがある。

(4) これから自然エネルギー、再生可能エネルギーを必要とするということには誰も疑問を持っていないが、それだけを途上国に生の形でぶつくと大きな抵抗がある。それに必要な途上国のコストは先進国が負担する位のことを言わないと、途上国の抵抗に対抗できない。

(5) ヨハネスブルグは日本にとっては楽観できる状況ではない。政府は横の連携をうまくとり

ながら守らないと、下手をすると日本は孤立する。議連の皆さんにもそれぞれの立場で、日本の立場を支えて欲しい。

4. まとめ（議連事務局長 加藤修一）

橋本会長から、非常に重要なお話があった。議連としても当初の設立の主旨通り、様々な活動を先ほど申し上げたラインに沿って進めてまいりたい。

小委員会の立ち上げについては近日中に事務局会議を開催して具体的な内容を取り決めていく。

以上で臨時総会を終わります。ありがとうございました。

添付資料

- 0 . 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法
- 1 . 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案に対する付帯決議(衆議院)
- 2 . 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案に対する付帯決議(参議院)